（企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官）

第百十七条　総務課に、企画室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに航空脱炭素化推進企画官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

2　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（航空脱炭素化推進企画官、国際展開推進企画調整官及び航空イノベーション推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空局の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（航空脱炭素化推進企画官の所掌に属するものを除く。）。

三　国際民間航空機関との連絡に関すること（航空脱炭素化推進企画官の所掌に属するものを除く。）。

四　外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること（航空脱炭素化推進企画官の所掌に属するものを除く。）。

3　企画室に、室長を置く。

4～9　（略）

10　航空脱炭素化推進企画官は、命を受けて、航空局の所掌事務に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に係る政策の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

11～14　（略）

（航空運送業務調整室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官及び空港機能高度化推進官）

第百十八条　航空ネットワーク企画課に、航空運送業務調整室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官及び空港機能高度化推進官それぞれ一人を置く。

2　航空運送業務調整室は、航空運送の発達、改善及び調整に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（交通管制部並びに国際航空課及び航空事業課並びに航空物流企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　航空運送業務調整室に、室長を置く。

4　空港経営改革推進室は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の管理における民間の能力の活用の推進に関する事務（安全部並びに他課及び空港運営権企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～10　（略）

（政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官）

第百十七条　総務課に、政策企画調査室、職員管理室、管財補給管理室及び危機管理室並びに地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官、航空イノベーション推進官、適正業務企画調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

2　政策企画調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに航空局の所掌事務に関する政策の調整に関すること（地球環境保全調整官、国際展開推進企画調整官及び航空イノベーション推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　航空局の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること。

三　国際民間航空機関との連絡に関すること。

四　外国の航空政策及び航空事情に関する調査に関すること。

3　政策企画調査室に、室長を置く。

4～9　（略）

10　地球環境保全調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空局の所掌事務に関する地球環境の保全に関する政策に関する特定事項についての企画及び立案に関すること。

二　航空局の所掌事務に関する地球環境の保全に関する政策の調整に関すること。

11～14　（略）

（騒音防止技術室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官及び空港機能高度化推進官）

第百十八条　航空ネットワーク企画課に、騒音防止技術室及び空港経営改革推進室並びに航空物流企画調整官、地域振興・環境調整官、空港周辺地域活性化推進官、空港運営権企画調整官及び空港機能高度化推進官それぞれ一人を置く。

2　騒音防止技術室は、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害の防止及び軽減に関する技術に関する事務をつかさどる。

3　騒音防止技術室に、室長を置く。

4　空港経営改革推進室は、空港等の管理における民間の能力の活用の推進に関する事務（安全部並びに他課及び空港運営権企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5～10　（略）